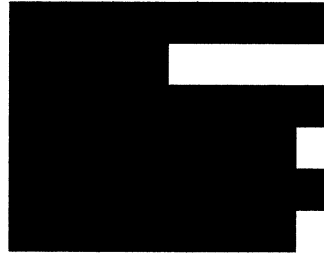


飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和8年3月27日（金）
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階大会議室
出 席 委 員	10名（1・3・4・5・7・8・10・11・12・14番）
欠 席 委 員	4名（2・6・9・13番）
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法3条に基づく許可について 第4 議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 景山 貴文 書記 塚原 誠
議長	開会 9時30分 ただ今から令和7年度第12回飯南町農業委員会総会を開催致します。
議長	（議長からあいさつがなされたのち、出席委員10名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に1番委員、3番委員が指名された。） それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
議長	（農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について資料に基づき説明。） （公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書の受理について資料に基づき説明。） （農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について資料に基づき説明。）
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。
議長	議第1号 農地法3条に基づく許可について
事務局	議第1号 農地法3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 農地法3条に基づく許可申請について、本日3件の申請が出ています。

受付・申請番号 253-16号

譲渡人の住所氏名



譲受人の住所氏名



申請の土地

他1筆

現況地目

畑

登記簿地目

田

合計面積

5075㎡

種類

解除条件付使用貸借

対価

—

期間

許可の日から3年

譲渡理由

相手方の要望によるもの。また、高齢で耕作できないため代わって耕作してほしい。

譲受理由

新規就農のため。(そばを耕作したい)

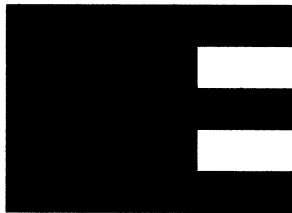
備考

—

14ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。

受付・申請番号 253-17号

譲渡人の住所氏名



譲受人の住所氏名



申請の土地

現況地目

畑

登記簿地目

畑

合計面積

102㎡

種類

所有権移転

対価

売買

期間

許可の日から永久

譲渡理由

申請地は父から相続により取得したもので、休日に家庭菜園程度に耕作していた。この度当該地の隣接に居住する譲受人に売却することとし、本件許可申請に及んだ次第。

譲受理由

譲渡人の要望による。

備考

—

16ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。

受付・申請番号 253-18号

譲渡人の住所氏名

譲受人の住所氏名

申請の土地

他3筆

現況地目

田

登記簿地目

田

合計面積

3212㎡

種類

所有権移転

対価

売買

期間

許可の日から永久

譲渡理由

申請地は父から相続により取得したものであり、耕作を認定農業者に依頼していた。この度、譲渡人に不動産（農地）を売却することとし、本件許可申請に及んだ次第。

譲受理由

譲渡人の要望による。

備考

—

18ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。

議長

ありがとうございました。

地元担当委員による現地確認報告をお願いします。

253-16号からお願いします。

委員

先ほど事務局から説明がありましたように、おじいさん名義の農地を孫が耕作されるということですが、に会社を据えられて業務内容の一部としてされるという話がありましたので、それを前提に話を聞いていただければと思います。月日に近くまで行ったので伺ったらたまたまさんがハウスの近くにおられて、3条申請があったので話を伺いたいということで意思確認したところ、「間違いない。自分も高齢になってなかなか大変だから孫がやる。」ということで、新たに7m×35mのハウスを新設されて、そうしたらさんという孫が来られて、「自分がやります。今年初めからハウスを建てて苗をやり始めます。おじいさん指導の下やります。」と決意を述べられました。去年から

、去年、今年もそういった格好でやりたいということで、最終的にはそばを生産、製造、加工して販売という形に持っていきたいと言われまして、

人材的にも手伝える、地域のことでもできるという流れは自分なりに持っていていかれてますのでよろしくをお願いします。

<p>議長</p> <p>推進委員</p>	<p>ありがとうございました。 続いて253-17号および253-18号をお願いします。</p> <p>この事案については事前に農業委員会に売買の相談がありまして、それに基づき農業委員の■■■■さんと私とで伺いました。そしてこの売買には契約成立した時点で司法書士が作られた書類に農業委員と私の印鑑をとということで■■■■さん本人が来られまして、いろいろ話を聞かせていただきました。特に問題のない事案ですのでよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員ですので、議第1号は原案どおり可決いたしました。</p> <p>議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について</p>
<p>議長</p>	<p>議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について、本日は25件の申請が出ています。 (別添の農用地利用集積等促進計画書に基づき説明。) 24-3~52ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。 一番最初の■■■■ですが■■■■の■■■■さんが本日ご欠席ですので、事務局から■■■■を一括で報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番~2番は■■■■ですが、本日■■■■推進委員がご欠席ということで現地確認結果を聞いております。この度は貸し手の変更ということで新規区分となっておりますが、従前より■■■■さんにより耕作されている土地であり、問題ありませんという報告を受けております。 続いて■■■■ですが、本日■■■■推進委員がご欠席ですので代わって報告します。整理番号3番~17番につきまして、委員により現地及び貸し手・借り手双方に確認いただいております。</p>

	<p>こちらも相対からの切り替えにより新規となっておりますが、従前から地域の担い手である■■■さん及び■■■さんにより引き続き耕作されるものであり、共に問題ありませんということでした。整理番号24番～25番も同様に確認いただいておりますので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 整理番号18番～19番をお願いします。</p>
<p>■■■推進委員</p>	<p>整理番号18番～19番ですが、去年まで■■■さんが耕作されていましたが、高齢で耕作できないということで、新たに■■■さんが利用権設定されまして引き続き耕作されるということで現地確認しております。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 整理番号20番～21番をお願いします。</p>
<p>■■■推進委員</p>	<p>整理番号20番～21番ですが、農地の現地確認及び貸し手・借り手に確認しております。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 整理番号22番～23番をお願いします。</p>
<p>■■■推進委員</p>	<p>■■■さんは現在■■■に入所しておられます。この土地ですが今までは遊休になっていましたので、それを■■■さんに引き受けてもらうということで去年から整備され、今年度多面的機能支払交付金事業により進入路を作り直して、イノシシの柵と現地を均すのは■■■さんがされました。これから牧草を作られるそうです。以上です。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。</p>
<p>■■■委員</p>	<p>整理番号6番～8番の関係ですが、新規となっておりますが従前から作っておられるという説明でした。7番では1筆ほどを■■■さんが耕作されるということですが、すぐ隣は■■■さんが作っておられるんですね。■■■さんはこの周りを作っておられるんですか。というのは、こうした離れたところを耕作するのは非常に効率が悪いわけで、そこらの調整が必要ではなかったのかなという気がします。ただ、さっきあったように従前から作っておられて、この1筆に限らず周辺も■■■さんが作っておられるのかもしれないですが、そうした疑問を持ったということです。</p>
<p>事務局</p>	<p>現時点で周りの状況までお答えすることはできませんが、■■■さんにつきましてははすごく広範囲に幅広くやっておられるということです。これをまとめるというのが非常に大きな課題であると</p>

事務局	<p>いうところを先般の飯南町担い手支援センター支援会議でも話しております、今いただいた意見は本当にその通りだなと思ったところでは。</p>
■委員	<p>この1筆だけかというところですが、この1筆だけということであれば■さんに作ってもらった方がという気がします。</p>
議長	<p>■さんが全部やっておられます。それでその流れでここです。</p>
■委員	<p>たった1筆のためにここをされないとは思いますが。</p>
議長	<p>■周辺も■さんがされてます。</p>
■委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、議第2号は原案どおり可決いたしました。以上をもちまして、議案審議を終了します。続きまして情報提供をお願いします。</p>
事務局	<p>情報提供をさせていただきます。</p> <p>先日郵送させていただきました「飯南町の農業振興に関する提言書 回答書」というのがありましたが、こちらについて説明させていただきます。こちらは■委員から先月「1町1農場1経営体」ということで提言いただいておりますことを受けて、皆さまに意見を求めるものとしてお配りしたものです。この回答書というのが昨年頓原農政会議から町に対してなされた提言に対する町からの回答になっておりまして、■委員の提言に添う部分もあるのかなということで皆さまにお配りしております。町の回答要旨としては飯南町担い手支援センターでしっかり拡充して検討・実行に移していきたいという回答をしているものとなります。資料5ページからは飯南町担い手支援センターのご紹介で、これはこの度町民の皆さまにこの度お知らせしたのですが、■委員の提言に対して解決を図る組織としては非常に重要なところになると思っておりますので、飯南町担い手支援センターの紹介をつけさせていただいております。一番最後の6ページに、実際に担い手支援センターが今後どういった取り組みをしていくのかと</p>

いうところを記載しておりまして、具体的に説明させていただきます。

(資料に基づき説明。)

3月16日に農業委員会の役員会を開催しております。それから3月23日に飯南担い手協議会の会を開催しておりますが、いずれの会も具体的な組織として[REDACTED]という声が上がっています。ただ[REDACTED]にもいろんな事情がある中で具体的に何が決まっているわけでもありませんが、そういったところも踏まえた検討を2つの会でしています。また飯南町担い手支援センターでも同じように検討をしております。具体的に何も決定はしておりませんが、それとは別に新たな組織の立ち上げも視野に入れ考えているところです。こちらからは以上ですが、本日[REDACTED]委員からたたき台と書いてある資料をいただいております。この後小委員会を予定しておりますので、このたたき台を掘り下げながら具体的な提言書の提出に向けて話し合いをさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

その他何かございませんか。

(人事異動について説明。)

(塚原書記退任のあいさつ。)

(藤原書記新任のあいさつ。)

来月の農業委員会総会ですが、4月24日(金)に飯南町役場2階大会議室で行います。

ありがとうございました。

以上をもちまして総会を終了します。

議長

事務局

議長

終了時間 10時30分

会 長

1 番委員

3 番委員

農用地利用集積等促進計画画書

令和8年3月27日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地				設定する権利						
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	終期	新更	借賃	支払い方法
1							田	1,399	賃借権	水田	令和8年3月28日 (5年0月)	令和13年3月31日	新	作付け 10aあたり 7,500円	毎年12月28日 までに口盛播込
								1,346							
2						5筆	田	989	賃借権	水田	令和8年3月28日 (5年0月)	令和13年3月31日	新	作付け 10aあたり 7,500円	毎年11月末日 までに口盛播込
								771							
3						5筆	田	1,198	作付け46.10a 賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	-	-
								5,703							
4						4筆	田	952	作付け73.23a 使用賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	-	-
								1,212							
5						2筆	田	4,093	賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米29kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
								3,756							
						2筆		7,849	作付け73.23a						

農用地利用集積等促進計画書

令和8年3月27日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地				設定する権利						
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期 (7年0月)	終期 令和15年3月31日	新要	借賃	支払い方法
6							田	1,940	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	-	-
								904							
								477							
7						7筆	田	11,725	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	-	-
								1,669							
								1,669							
8						1筆	田	1,940	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	-	-
								904							
								477							
					6筆			10,056	-						

農用地利用集積等促進計画書

令和8年3月27日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利							
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	終期	新要	借賃	支払い方法
9							田	1,315	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	-	-
								1,123	-						
10						田	2,438	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	-	-	
							871	-							
11						田	871	質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
							2,165	質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
12						田	2,287	作付け42.00a 質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	-	-	
							2,676	質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
13						田	7,592	作付け60.60a 使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	-	-	
							1,315	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	-	-	
						田	2,438	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
							871	質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
						田	871	作付け42.00a 質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	-	-	
							2,165	質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
						田	2,676	質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
							2,629	質借権	水田	令和8年3月28日 (10年0月)	令和18年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し	
							7,592	作付け60.60a							

農用地利用集積等促進計画書

令和8年3月27日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利			支払い方法				
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容		始期	終期	新要	借賃
14							田	1,522 1,164 1,090 1,451 2,609 2,545 2,204	賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米27kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
						7筆		12,585	作付け109.70a						
15							田	4,451 1,944 848 5,462	賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米19kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
						4筆		12,705	作付け109.54a						
16							田	982 1,901	使用賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	-	-
						2筆		2,883	-						
17							田	1,522 1,164 1,090 1,451 2,609 2,545 2,204	賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米27kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
						7筆		12,585	作付け109.70a						
							田	4,451 1,944 848 5,462	賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	作付け 10aあたり 玄米19kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
						4筆		12,705	作付け109.54a						
								982 1,901	使用賃借権	水田	令和8年3月28日 (7年0月)	令和15年3月31日	新	-	-
						2筆		2,883	-						

農用地利用集積等促進計画書

令和8年3月27日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利			支払い方法				
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容		始期	終期	新更	借賃
18							田	2,115	賃借権	水田	令和8年3月28日 (4年9月)	令和12年12月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
								2,569							
19						5筆	田	2,468	賃借権	水田	令和8年3月28日 (4年9月)	令和12年12月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
								3,133							
20						5筆	田	1,078	作付け86.38a 使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (7年9月)	令和15年12月31日	新	-	-
								11,363							
21						1筆	田	1,494	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (7年9月)	令和15年12月31日	新	-	-
								1,494							
22						1筆	田	3,691	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (7年9月)	令和15年12月31日	新	-	-
								1,494							
23						1筆	田	3,691	使用貸借権	水田	令和8年3月28日 (7年9月)	令和15年12月31日	新	-	-
								3,691							

農用地利用集積等促進計画書

令和8年3月27日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利							
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	終期	新更	借賃	支払い方法
24							田	456 607 657 820 849 1,207 1,160 1,408 1,055	賃借権	水田	令和8年4月1日 (9年9月)	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 5,000円	毎年12月28日 までに口座振込
						9筆		8,219	作付け61.30a						
25							田	456 607 657 820 849 1,207 1,160 1,408 1,055	賃借権	水田	令和8年4月1日 (9年9月)	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 5,000円	毎年11月末日 までに口座振込
						9筆		8,219	作付け61.30a						
25件						106筆		191,636.00							